

住宅リフォーム（一般・子育て・三世代同居）宮クーポン事業 募 集 要 項

平成29年4月
富士宮商工会議所

1. 住宅リフォーム（一般・子育て・三世代同居）宮クーポン事業募集について

- 住宅リフォーム（一般）は、（1）～（5）、（9）の要件全てを満たすこと。
 - 住宅リフォーム（子育て）は、（1）～（6）、（9）の要件全てを満たすこと。
 - 住宅リフォーム（三世代同居）は、（1）～（5）、（7）～（9）の要件全てを満たすこと。
- （1）申請者が、富士宮市内に所有かつ居住している住宅の工事であること。
- （2）申請者本人は、富士宮市内に住民登録があり、市税の滞納がないこと。また、同一世帯による重複申請でないこと。
- （3）過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けたことのない住宅を対象としたリフォームであること。（ただし、三世代同居リフォームについては、1回に限り過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けた住宅も対象とします）
- （4）平成29年4月1日以降に着工する住宅機能の維持及び向上のために行う **30万円以上の改築、改装**工事であること。（消費税及び地方消費税含む）
当該工事に富士宮市が行う他の補助制度を利用した場合、重複部分は補助の対象となりません。
※ 対象となるリフォーム工事は表1を参照。
- （5）富士宮市内に本社又は本店が登記されている法人若しくは、当市に納税申告している個人の住宅関連施工業者による施工であること。出先、営業店等の場合は対象となりません。
※ 元請け施工業者が必ず上記条件に合致すること。
- （6）申請者本人の同一世帯に未就学児童（平成23年4月2日以降に生まれた児童）がいる者または妊婦がいる者。
- （7）住宅リフォーム事業において、親と子と孫を基本とする三世代が新たに同居（二世帯住宅、敷地内同居可）するためのリフォームであること。
※住民票の異動をもって同居開始日と判断します。（住民票異動のない引越は対象外です）
※過去1年以内に同一世帯員による同居の実績がないこと。
- （8）三世代同居開始後、6ヶ月以上同居の状態が続くこと。
- （9）要件のどれか一つでも満たさなかった場合、宮クーポンの交付が取消または返還になることに同意すること。

■交付金額

表 2

内容	対象金額	交付金額
住宅リフォーム（一般）	住宅リフォーム工事金額30万円以上(税込み)	10万円
住宅リフォーム（子育て）	住宅リフォーム工事金額30万円以上(税込み)、かつ未就学児童がいる世帯または妊婦がいる世帯のリフォーム	15万円
住宅リフォーム（三世帯同居）	住宅リフォーム工事金額30万円以上(税込み)、かつ三世帯が新たに同居（二世帯住宅、敷地内同居可）するためのリフォーム	20万円

※子育てと三世帯同居を同一工事で組み合わせて利用することはできません。

※完了報告時に変更が生じた場合は、交付金額の減額のみ認めます。

※増額は認めませんので、申請時に十分確認してください。

■申請書配布場所

富士宮商工会議所、芝川商工会窓口（*申請書配布のみ）又は富士宮商工会議所ホームページから

■申請書の提出

※ 直接、窓口に提出してください。（郵送不可）

※ 書類に不備がある場合は受理できませんのでご注意ください。

(1) 提出先 富士宮商工会議所 豊町18-5（富士宮第二中学校グラウンド北側）
（平成24年7月2日に新事務所を豊町18-5に移転しました）

電話：26-3101

(2) 提出期間 平成29年4月24日(月)～6月30日(金)（必着）

※ただし、申請額が予算枠3,300万円に到達した時点で締め切ります。

(3) 提出書類

●住宅リフォーム（一般）は、①～③を提出

●住宅リフォーム（子育て）は、①～⑤を提出

●住宅リフォーム（三世帯同居）は、①～④を提出

①事業申請書※別紙参照

②工事の見積書（業者押印のあるもの。写しでも可）

提出された見積書はお返しいたしません。必要な方は写しをご提出ください。

また、見積書については、30万円以上の工事が確認できるものをご提出ください。

③工事の施工前の写真（1枚）

写真の裏に、申請者の住所、氏名をご記入ください。

④家族構成報告書

⑤子どもの年齢が確認できる住民票謄本（申請者と同一世帯が該当）、妊婦の場合は母子手帳の写し

■交付の決定

交付が決定した方には7月3日(月)以降に『完了報告書兼宮クーポン交付請求書』を郵送致します。（原則は予算枠3,300万円の範囲内において先着順）

※申請だけでは、交付の決定となりません。

2. 住宅リフォーム工事の完了報告について

■完了報告書の提出

(1) 提出先 富士宮商工会議所 豊町18-5（富士宮第二中学校グラウンド北側）
（平成24年7月2日に新事務所を豊町18-5に移転しました）

電話：26-3101

(2) 提出期間 平成29年7月3日(月)～11月30日(木)（必着）

(3) 提出書類

●住宅リフォーム(一般)は、①～⑦を提出

●住宅リフォーム(子育て)は、①～⑦を提出

●住宅リフォーム(三世帯同居)は、①～⑧を提出

①完了報告書兼宮クーポン交付請求書

※7月3日(月)以降、交付決定後に郵送します。

②市税完納証明書【市役所収納課（富士宮市役所1階）にて7月3日(月)以降に発行されたもの】

※市税完納証明書は、富士宮市役所でのみ発行されます。

③対象工事代金の請求書（業者押印のあるもの。写しでも可）

提出された請求書はお返しいたしません。必要な方は写しをご提出ください。

また、請求書については、30万円以上の工事が確認できるものをご提出ください。

④対象工事代金の領収証（業者押印のあるもの。写しでも可）

提出された領収証はお返しいたしません。必要な方は写しをご提出ください。

また、領収証については、30万円以上の工事が確認できるものをご提出ください。

⑤対象工事の工事完了写真（1枚）

※写真の裏に、申請者の住所、氏名をご記入ください。

※施工前と同じ場所で工事完了後撮影のものに限ります。

⑥利用者アンケート（1枚）

⑦増築の場合、建築基準法に基づく検査済証の写し

⑧三世代同居が確認できる住民票謄本（世帯が分かれている場合は各々の住民票謄本）

※三世代同居は、開始から6ヶ月経過後、再度住民票謄本を提出していただく場合があります。

※ **直接、窓口**に提出してください。（郵送不可）

※ 書類に不備がある場合は受理できませんのでご注意ください。

※ 原則として、特段の事情がない限り、交付決定後にキャンセルした申請者は翌年度の申請ができません。（翌年度のみ）

特段の事情がある場合は、申請者本人が説明資料をお持ちになって、富士宮商工会議所へ、ご来所ください。

3. 宮クーポンの交付及び利用について

■宮クーポンの交付

完了報告書兼宮クーポン交付請求書提出後、書類審査の上で申請書記載のご住所へ郵送いたします。

■宮クーポンの利用

(1) 利用期間 平成29年8月1日(火)～平成30年1月31日(水)

(2) 注意事項

①宮クーポンには通し番号が入っていますので、この部分は破ったり、捨てたりしないでください。

②宮クーポンにはお釣りが出ません。

③宮クーポンの両替・交換・譲渡・売買のほか、有価証券、前払式支払手段（切手・ギフト券・図書券・商品券・電子マネー等）には利用できません。

④たばこ・宝くじの購入、税金、公共料金、当該工事代金の支払いには利用できません。

⑤クーポン券は別に定める小売店舗等で利用できます。なお、交付されるクーポン券の半分の額は大型店舗でも利用可能です。

⑥平成30年2月1日(木)以降は使用出来ません。

表1

住宅リフォーム(一般・子育て・三世帯同居)宮クーポン事業 交付対象工事一覧表

工事No.	工事の目的	工事例
1	住宅の長寿命化目的 (壁、屋根、畳、ふすま、障子、 タイル、建具等の改修等)	《対象となる工事例》
		● ユニットバス・台所(システムキッチン含む)改修工事
		● トイレ・洗面台改修工事、ペーパーホルダー設置
		● 畳の取替え、表替え
		● 畳からフローリングへの改修工事
		● 壁紙等貼替工事、壁塗装工事
		● ドア・窓等の改修工事
		● 網戸交換・網の張替え
		● 外壁や軒天の塗装・コーキング・改修工事
		● 屋根への雪止設置工事
		● 雨どい改修工事
		● 白あり駆除
		《対象外の工事例》
		× ガス台設置のみ
2	CO2 排出量削減目的 (高気密・高断熱への改修工事等)	《対象となる工事例》
		● 断熱材の施工、断熱サッシの取付工事
		● エコキュート、エコジョーズ設置工事 (上記工事には、必ず配線・配管工事を伴うものに限る)
		● 太陽光発電システム設置工事
		《対象外の工事例》
		× カーテン設置
		× カーペット敷設
× その他省エネ対応電化製品購入		
3	生活への支援改善目的 (バリアフリー改修工事等)	《対象となる工事例》
		● 段差解消工事
		● 引戸への改修工事
		● トイレ・浴室・廊下・玄関への手すり設置工事
		● 間取り変更に伴う壁等の設置工事
		● 和便器から洋便器への改修工事
		● カウンター・棚・収納等の設置工事
		● ホーム用エレベータ設置工事
● 換気扇・換気空清機ロスナイ設置工事		

工事No.	工事の目的	工事例
4	水洗化目的 (下水道、合併浄化槽接続工事)	<<対象となる工事例>> ● 浄化槽から下水道への切替工事 ● 単独浄化槽から合併浄化槽への切替工事
5	災害対策目的 (耐震改修工事等)	<<対象となる工事例>> ● 耐力壁・筋交い設置工事 ● シェルター設置工事 ● 屋根の葺替工事 ● 基礎補強工事 ● 住宅用火災警報器設置工事 (配線含む) <<対象外の工事例>> × 消火器設置 × 住宅用火災警報器設置 (器具設置のみ)
6	その他市長が認めるもの (設備の設置を目的とした工事で 工事費用が30万円以上のもの)	<<対象となる工事例>> ● エアコン設置工事 ● ガス給湯器設置工事 ● 灯油ボイラー設置工事 ● ガス暖房器具設置工事 ● シーリングファン設置工事 ● 照明器具設置工事 ● スイッチ・コンセント設置工事 ● その他電気配線工事 ● ウッドデッキ設置工事 (住宅と一体となっているもののみ) <<対象外の工事例>> 兼用住宅の内、住宅以外の部分の改修工事 (共用部除く) 外 構 工 事 × 車庫・カポート、住宅と別棟の物置の設置工事 × 門・塀ほか外構工事 × パーゴラ設置工事 × 防犯装置 (監視カメラ・防犯ライト等) 設置 × 家庭用防犯システムの設置

住宅リフォーム宮クーポン事業の申請額について

- 当該工事は、申請者が富士宮市に所有して、なおかつ、居住している住宅の工事です。……………□
- 申請者本人は、富士宮市に住民登録をしており市税の滞納や、同一世帯による重複申請がありません。……………□
- 当該工事は、平成29年4月1日以降に着工する住宅機能の維持及び向上のために行う30万円以上の改築、改装工事であり、対象となるリフォーム工事は募集要項の表1に合致しています。……………□
- 当該工事に富士宮市が行う他の補助制度を利用していません。……………□
- 当該工事は、富士宮市内に本社又は本店が登記されている法人若しくは、当市に納税申告している個人の住宅関連施工業者による施工です。……………□

すべてレ印の付いた方

ひとつでもレ印が付いていない方

当該工事は、過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けたことのない住宅を対象としたリフォームです。

いいえ

当該工事は、親と子と孫を基本とする三世代が新たに同居（二世帯住宅、敷地内同居可）するためのリフォームです。

いいえ

申し訳ございませんが、申請の受付ができません。

はい

はい

※（三世代同居リフォームについては、1回に限り過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けた住宅も対象とします）

1. 当該工事は、親と子と孫を基本とする三世代が新たに同居（二世帯住宅、敷地内同居可）するためのリフォームであり、住民票の異動も行う予定です。
2. 申請者本人の同一世帯に未就学児童（平成23年4月2日以降に生まれた児童）または妊婦がいます。
3. 上記以外

3

申請額・10万円

1

過去1年以内に同一世帯員による同居の実績がなく、三世代同居開始後、6ヵ月以上同居の状態が続きます。

2

住民票謄本の提出により、申請者、子ども（妊婦）が同一世帯であることを確認できます。（妊婦は母子手帳の写し）

はい

いいえ

いいえ

はい

申請額・20万円
(現地確認)

申請額・10万円

申請額・15万円

【一般用】

住宅リフォーム宮クーポン事業の手続きについて

募集要件

- ①申請者が、富士宮市内に所有かつ居住している住宅の工事であること。
- ②申請者本人は、富士宮市に住民登録があり、市税の滞納がないこと。また、同一世帯による重複申請でないこと。
- ③過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けたことのない住宅を対象としたリフォームであること。（ただし、三世代同居リフォームについては、1回に限り過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けた住宅も対象とします）
- ④平成29年4月1日以降に着工する住宅機能の維持及び向上のために行う30万円以上の改築、改装工事であること。（消費税及び地方消費税含む）
当該工事に富士宮市が行う他の補助制度を利用した場合、重複部分は補助の対象となりません。
※ 対象となるリフォーム工事は表1を参照。
- ⑤富士宮市内に本社又は本店が登記されている法人若しくは、当市に納税申告している個人の住宅関連施工業者による施工であること。出先、営業店等の場合は対象となりません。
※ 元請け施工業者が必ず上記条件に合致すること。
- ⑥要件のどれか一つでも満たさなかった場合、宮クーポンの交付が取消または返還になることに同意すること。

申請時の提出書類 ※予算枠3, 300万円に到達した時点で締め切ります。

- ① 事業申請書
- ② 工事の見積書（業者押印のあるもの。写しでも可）
- ③ 工事の施工前の写真（1枚）

完了報告時の提出書類

- ① 完了報告書兼宮クーポン交付請求書 ※7月3日(月)以降、交付決定後に郵送します。
- ② 市税完納証明書【市役所収納課（富士宮市役所1階）にて7月3日(月)以降に発行されたもの】
- ③ 対象工事代金の請求書（業者押印のあるもの。写しでも可）
- ④ 対象工事代金の領収証（業者押印のあるもの。写しでも可）
- ⑤ 対象工事の工事完了写真（1枚）※施工前と同じ場所で工事完了後撮影のものに限ります。
- ⑥ 利用者アンケート（1枚）
- ⑦ 増築の場合、建築基準法に基づく検査済証の写し

宮クーポンの交付 ※10万円分

完了報告書兼宮クーポン交付請求書提出後、書類審査の上で申請書のご住所へ郵送します。

宮クーポンの利用期間

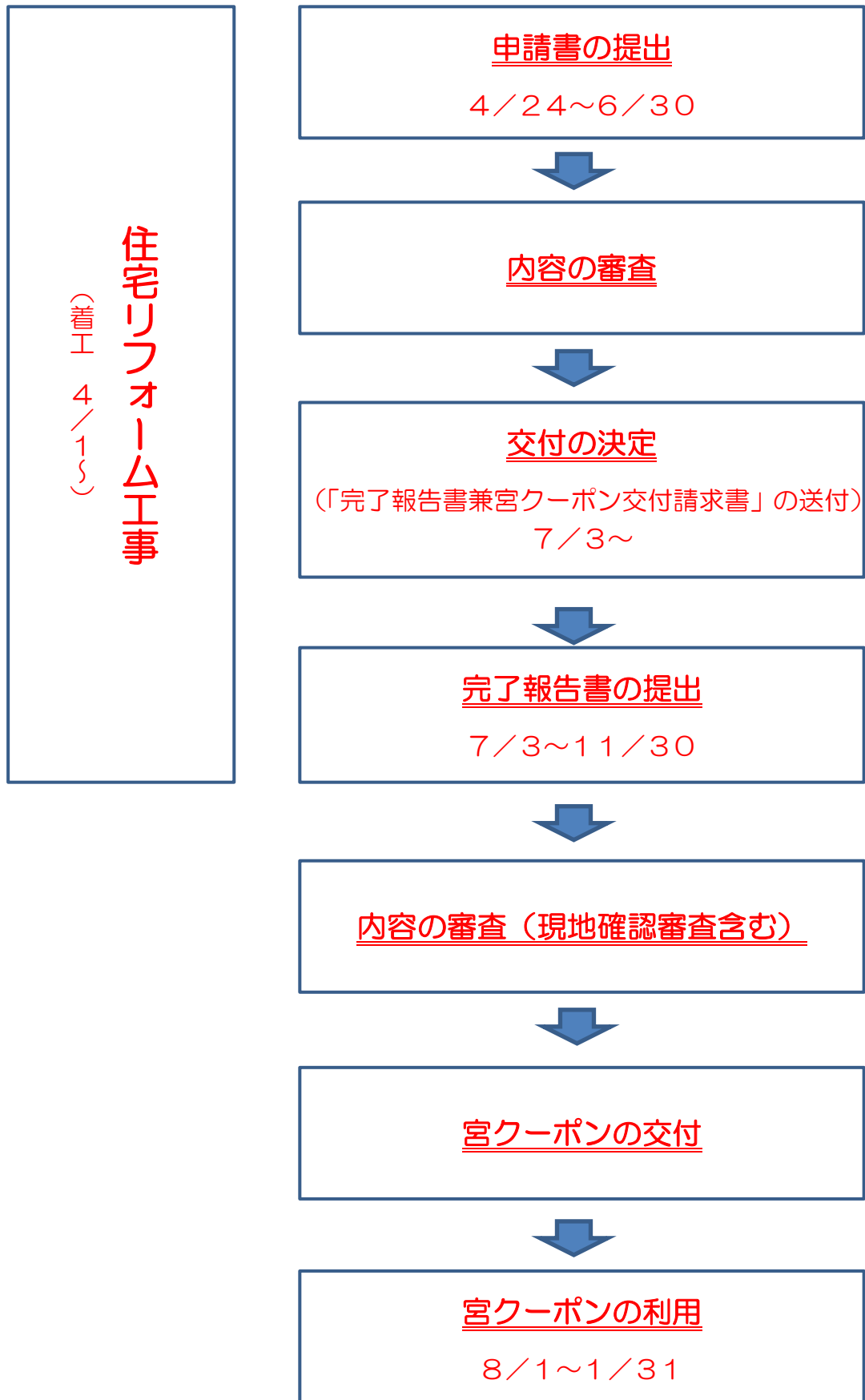
平成29年8月1日～平成30年1月31日 ※平成30年2月1日以降は使用できません。

事業申請書、完了報告書兼宮クーポン交付請求書の押印は同じ印鑑をご使用ください。

（問い合わせ）

富士宮商工会議所 0544-26-3101

<住宅リフォーム宮クーポン事業の流れ>



住宅リフォーム宮クーポン事業の手続きについて

募集要件

- ①申請者が、富士宮市内に所有かつ居住している住宅の工事であること。
- ②申請者本人は、富士宮市に住民登録があり、市税の滞納がないこと。また、同一世帯による重複申請でないこと。
- ③過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けたことのない住宅を対象としたリフォームであること。（ただし、三世同居リフォームについては、1回に限り過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けた住宅も対象とします）
- ④平成29年4月1日以降に着工する住宅機能の維持及び向上のために行う30万円以上の改築、改装工事であること。（消費税及び地方消費税含む）
当該工事に富士宮市が行う他の補助制度を利用した場合、重複部分は補助の対象となりません。
※ 対象となるリフォーム工事は表1を参照。
- ⑤富士宮市内に本社又は本店が登記されている法人若しくは、当市に納税申告している個人の住宅関連施工業者による施工であること。出先、営業店等の場合は対象となりません。
※ 元請け施工業者が必ず上記条件に合致すること。
- ⑥申請者本人の同一世帯に未就学児童（平成23年4月2日以降に生まれた児童）がいる者または妊婦がいる者。
- ⑦要件のどれか一つでも満たさなかった場合、宮クーポンの交付が取消または返還になることに同意すること。

申請時の提出書類 ※予算枠3, 300万円に到達した時点で締め切ります。

- ① 事業申請書
- ② 工事の見積書（業者押印のあるもの。写しでも可）
- ③ 工事の施工前の写真（1枚）
- ④ 家族構成報告書
- ⑤ 子どもの年齢が確認できる住民票謄本（申請者と同一世帯が該当）、妊婦の場合は母子手帳の写し

完了報告時の提出書類

- ① 完了報告書兼宮クーポン交付請求書 ※7月3日(月)以降、交付決定後に郵送します。
- ② 市税完納証明書【市役所収納課（富士宮市役所1階）にて7月3日(月)以降に発行されたもの】
- ③ 対象工事代金の請求書（業者押印のあるもの。写しでも可）
- ④ 対象工事代金の領収証（業者押印のあるもの。写しでも可）
- ⑤ 対象工事の工事完了写真（1枚）※施工前と同じ場所で工事完了後撮影のものに限ります。
- ⑥ 利用者アンケート（1枚）
- ⑦ 増築の場合、建築基準法に基づく検査済証の写し

宮クーポンの交付 ※15万円分

完了報告書兼宮クーポン交付請求書提出後、書類審査の上で申請書のご住所へ郵送します。

宮クーポンの利用期間

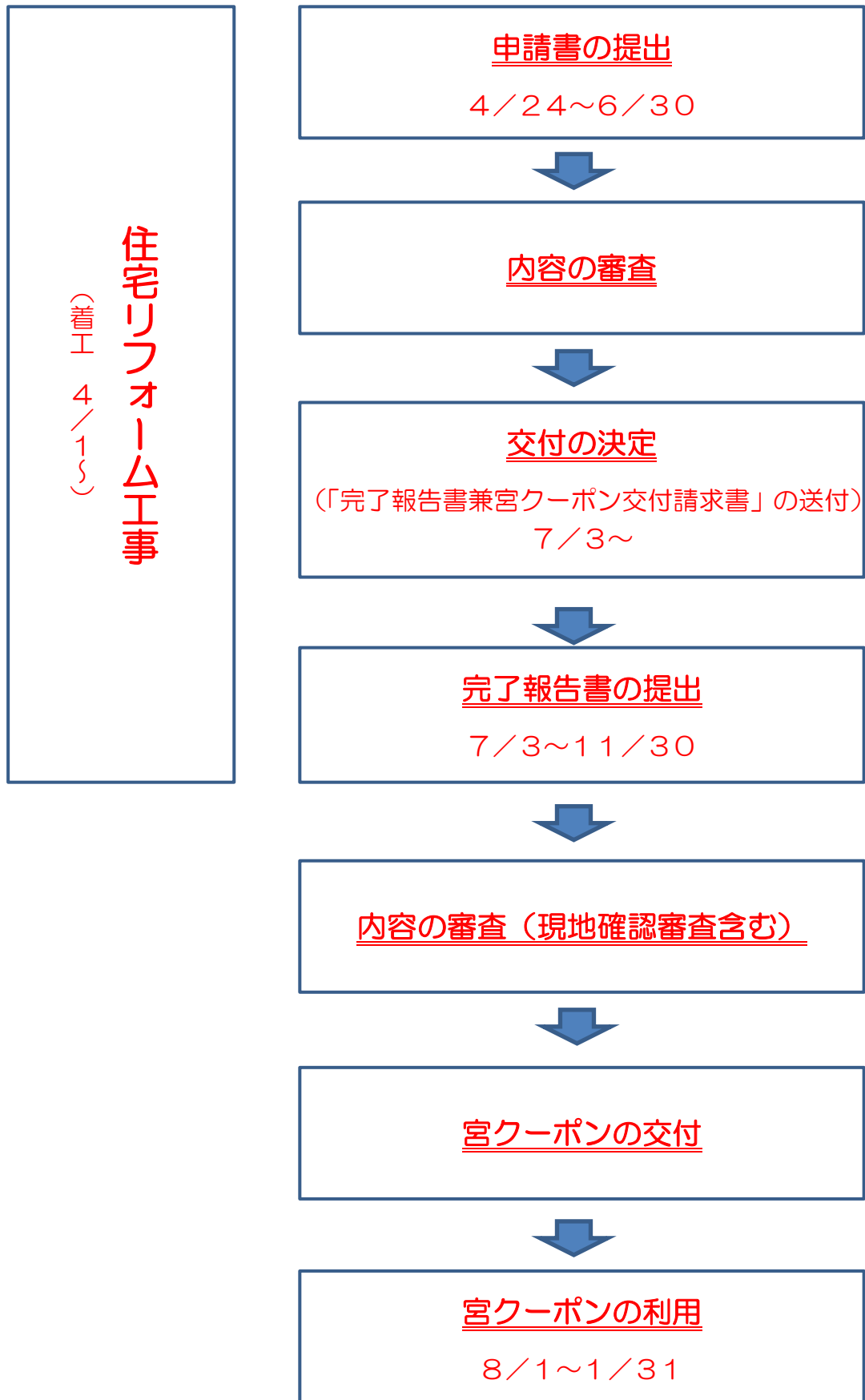
平成29年8月1日～平成30年1月31日 ※平成30年2月1日以降は使用できません。

事業申請書、完了報告書兼宮クーポン交付請求書の押印は同じ印鑑をご使用ください。

（問い合わせ）

富士宮商工会議所 0544-26-3101

<住宅リフォーム宮クーポン事業の流れ>



【三世代同居用】

住宅リフォーム宮クーポン事業の手続きについて

募集要件

- ①申請者が、富士宮市内に所有かつ居住している住宅の工事であること。
- ②申請者本人は、富士宮市に住民登録があり、市税の滞納がないこと。また、同一世帯による重複申請でないこと。
- ③過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けたことのない住宅を対象としたリフォームであること。(ただし、三世代同居リフォームについては、1回に限り過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けた住宅も対象とします)
- ④平成29年4月1日以降に着工する住宅機能の維持及び向上のために行う30万円以上の改築、改装工事であること。(消費税及び地方消費税含む)
当該工事に富士宮市が行う他の補助制度を利用した場合、重複部分は補助の対象となりません。
※対象となるリフォーム工事は表1を参照。
- ⑤富士宮市内に本社又は本店が登記されている法人若しくは、当市に納税申告している個人の住宅関連施工業者による施工であること。出先、営業店等の場合は対象となりません。
※元請け施工業者が必ず上記条件に合致すること。
- ⑥住宅リフォーム事業において、親と子と孫を基本とする三世代が新たに同居(二世帯住宅、敷地内同居可)するためのリフォームであること。
※住民票の異動をもって同居開始日と判断します。(住民票異動のない引越は対象外です)
※過去1年以内に同一世帯員による同居の実績がないこと。
- ⑦三世代同居開始後、6ヶ月以上同居の状態が続くこと。
- ⑧要件のどれか一つでも満たさなかった場合、宮クーポンの交付が取消または返還になることに同意すること。

申請時の提出書類 ※予算枠3, 300万円に到達した時点で締め切ります。

- ① 事業申請書
- ② 工事の見積書 (業者押印のあるもの。写しでも可)
- ③ 工事の施工前の写真 (1枚)
- ④ 家族構成報告書

完了報告時の提出書類

- ① 完了報告書兼宮クーポン交付請求書 ※7月3日(月)以降、交付決定後に郵送します。
- ② 市税完納証明書【市役所収納課(富士宮市役所1階)にて7月3日(月)以降に発行されたもの】
- ③ 対象工事代金の請求書 (業者押印のあるもの。写しでも可)
- ④ 対象工事代金の領収証 (業者押印のあるもの。写しでも可)
- ⑤ 対象工事の工事完了写真 (1枚) ※施工前と同じ場所で工事完了後撮影のものに限ります。
- ⑥ 利用者アンケート (1枚)
- ⑦ 増築の場合、建築基準法に基づく検査済証の写し
- ⑧ 三世代同居が確認できる住民票謄本 (世帯が分かれている場合は各々の住民票謄本)
※三世代同居は、開始から6ヶ月経過後、再度住民票謄本を提出していただく場合があります。

宮クーポンの交付 ※20万円分

完了報告書兼宮クーポン交付請求書提出後、書類審査の上で申請書のご住所へ郵送します。

宮クーポンの利用期間

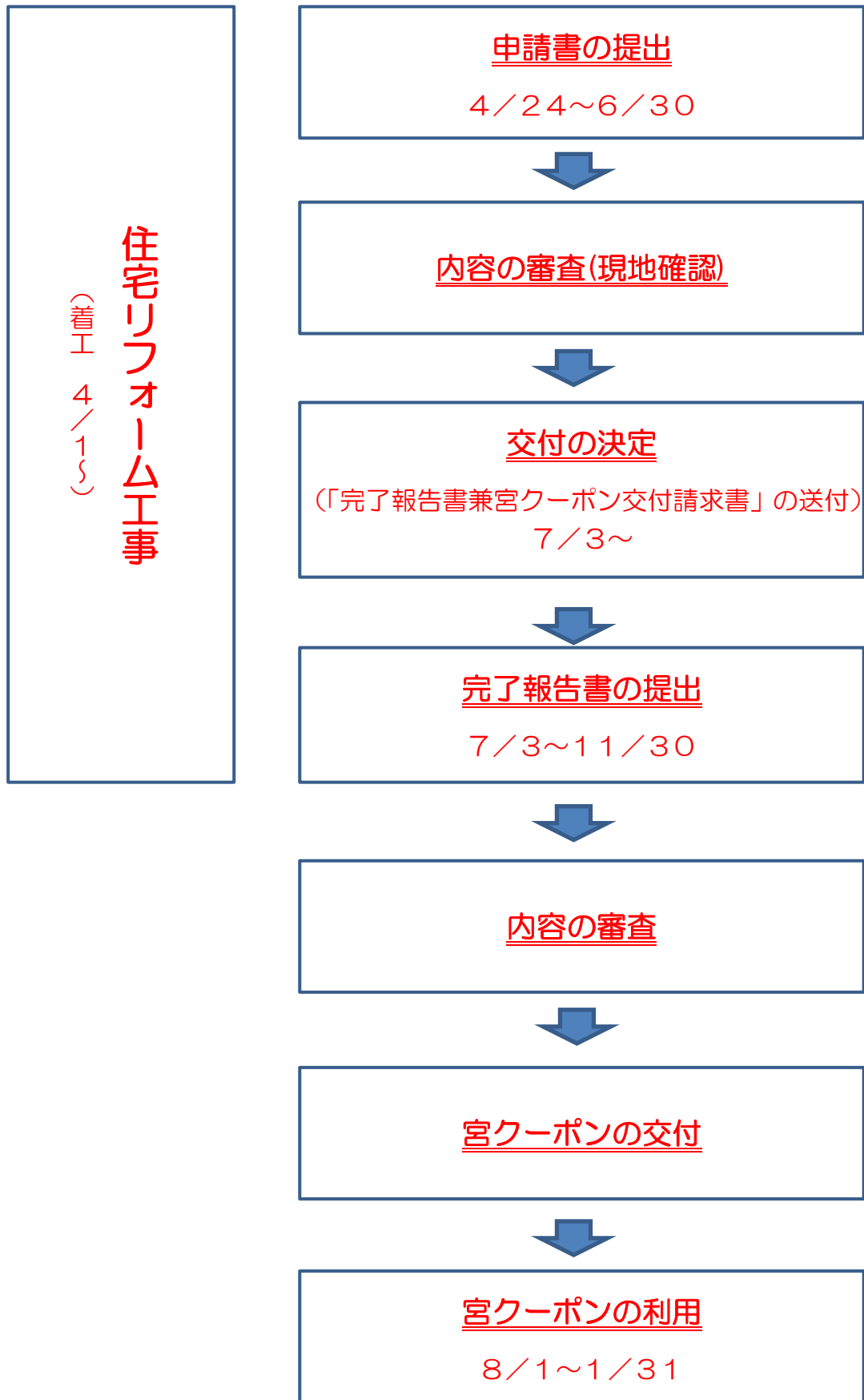
平成29年8月1日～平成30年1月31日 ※平成30年2月1日以降は使用できません。

事業申請書、完了報告書兼宮クーポン交付請求書の押印は同じ印鑑をご使用ください。

(問い合わせ)

富士宮商工会議所 0544-26-3101

<住宅リフォーム宮クーポン事業の流れ>



住宅リフォーム（一般・子育て・三世帯同居）宮クーポン事業申請書

1. 住宅リフォーム（一般・子育て・三世帯同居）宮クーポン事業募集について

- 住宅リフォーム（一般）は、(1)～(5)、(9)の要件全てを満たすこと。
 - 住宅リフォーム（子育て）は、(1)～(6)、(9)の要件全てを満たすこと。
 - 住宅リフォーム（三世帯同居）は、(1)～(5)、(7)～(9)の要件全てを満たすこと。
- (1)申請者が、富士宮市内に**所有かつ居住している住宅の工事**であること。
 - (2)申請者本人は、富士宮市内に**住民登録があり、市税の滞納がない**こと。また、同一世帯による重複申請でないこと。
 - (3)**過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けたことのない住宅**を対象としたリフォームであること。（ただし、三世帯同居リフォームについては、1回に限り過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けた住宅も対象とします）
 - (4)**平成29年4月1日以降に着工**する住宅機能の維持及び向上のために行う**30万円以上の改築、改装**工事であること。（消費税及び地方消費税含む）
当該工事に富士宮市が行う他の補助制度を利用した場合、重複部分は補助の対象となりません。
※対象となるリフォーム工事は表1を参照。
 - (5)**富士宮市内に本社又は本店が登記されている法人若しくは、当市に納税申告している個人の住宅関連施工業者による施工**であること。出先、営業店等の場合は対象となりません。※元請け施工業者が必ず上記条件に合致すること。
 - (6)申請者本人の同一世帯に未就学児童（平成23年4月2日以降に生まれた児童）がいる者または妊婦がいる者。
 - (7)住宅リフォーム事業において、親と子と孫を基本とする三世帯が新たに同居（二世帯住宅、敷地内同居可）するためのリフォームであること。
 ※住民票の異動をもって同居開始日と判断します。（住民票異動のない引越は対象外です）
 ※過去1年以内に同一世帯員による同居の実績がないこと。
 - (8)三世帯同居開始後、6ヶ月以上同居の状態が続くこと。
 - (9)要件のどれか一つでも満たさなかった場合、宮クーポンの交付が取消または返還になることに同意すること。

2. 申請書の提出

- ※直接、窓口にご提出してください。（郵送不可）
- ※書類に不備がある場合は受理できませんのでご注意ください。

- (1)提出先 富士宮商工会議所 豊町18-5（富士宮第二中学校グラウンド北側）
 （平成24年7月2日に新事務所を豊町18-5に移転しました） 電話：26-3101
- (2)提出期間 平成29年4月24日（月）～6月30日（金）（必着）
 ※ただし、申請額が予算枠3,300万円に到達した時点で締め切ります。
- (3)提出書類 住宅リフォーム（一般）は①～③、（子育て）は①～⑤、（三世帯同居）は①～④を提出
 - ①事業申請書
 - ②工事の見積書（業者押印のあるもの。写しでも可）
提出された見積書はお返しいたしません。必要な方は写しをご提出ください。
また、見積書については、30万円以上の工事が確認できるものをご提出ください。
 - ③工事の**施工前の写真**（1枚）写真の裏に、申請者の住所、氏名をご記入ください。
 - ④家族構成報告書
 - ⑤子どもの年齢が確認できる**住民票謄本**（申請者と同一世帯が該当）、妊婦の場合は**母子手帳の写し**

「住宅リフォーム（一般・子育て・三世帯同居）宮クーポン募集要項」に基づく交付対象者の募集について、 上記記載内容に同意 して申請します。							
申請日	平成	年	月	日	工事着工予定日	月	日 頃
申請額	申請額については、応募要項の交付金額を確認し、該当に○印を記入ください。 一般：10万円 ・ 子育て：15万円 ・ 三世帯同居：20万円						
申請者	住所	〒 富士宮市					別紙、表1より対象工事番号を記入
	リフォームする住所						
	電話	—	携帯	—			
	氏名	カガナ			窓口に来た人		①
会議所使用欄	確認印				重複確認		申請番号

家 族 構 成 報 告 書

リフォーム住宅の所在地	
新たに三世代同居する予定日（三世代同居申請者）	平成 29年 月 日

1 申請者	フリガナ 氏 名 生年月日	妊婦の場合（出産予定月 年 月） 明治 大正 昭和 平成 年 月 日（ 歳）
	現住所	
2 同居 （予定） 家族	フリガナ 氏 名 生年月日	申請者との続柄（ ） 妊婦の場合（出産予定月 年 月） 明治 大正 昭和 平成 年 月 日（ 歳）
	現住所	
3 同居 （予定） 家族	フリガナ 氏 名 生年月日	申請者との続柄（ ） 妊婦の場合（出産予定月 年 月） 明治 大正 昭和 平成 年 月 日（ 歳）
	現住所	
4 同居 （予定） 家族	フリガナ 氏 名 生年月日	申請者との続柄（ ） 妊婦の場合（出産予定月 年 月） 明治 大正 昭和 平成 年 月 日（ 歳）
	現住所	
5 同居 （予定） 家族	フリガナ 氏 名 生年月日	申請者との続柄（ ） 妊婦の場合（出産予定月 年 月） 明治 大正 昭和 平成 年 月 日（ 歳）
	現住所	
6 同居 （予定） 家族	フリガナ 氏 名 生年月日	申請者との続柄（ ） 妊婦の場合（出産予定月 年 月） 明治 大正 昭和 平成 年 月 日（ 歳）
	現住所	
7 同居 （予定） 家族	フリガナ 氏 名 生年月日	申請者との続柄（ ） 妊婦の場合（出産予定月 年 月） 明治 大正 昭和 平成 年 月 日（ 歳）
	現住所	

本申請に関する子育て及び三世代同居の世帯員は、上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

申請者名



※本報告書は、住宅リフォーム（子育て・三世代同居）の確認資料であり、その他の目的で使用いたしません。

※同居家族の欄が不足する場合はコピーして使用してください。